

和歌山県災害ボランティア登録要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的に救援活動を希望する個人（以下「災害ボランティア」という。）が、災害現場において、迅速かつ効果的に救援活動が行えるように事前に登録を行い、平常時より災害ボランティア同士の連携と協働を支援することを目的とする。

(登録実施機関)

第2条 登録は、和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(登録条件)

第3条 災害ボランティアとして登録できる者は、登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上である者とし、18歳未満（ただし、学生の場合は18歳になる年度の末日まで）の場合は、保護者の承諾を得た者とする。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、「災害ボランティア登録申込書」（様式1）を県社協に提出する。

2 県社協は、前項により申込書を受理した場合は、「災害ボランティア登録台帳」（様式2）に必要事項を記載し、登録を行う。

3 県社協は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、「災害ボランティア登録証」（様式3）を発行する。

(個人情報の取扱い)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

(情報提供)

第6条 県社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修機会の提供、ならびに災害時対応訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、「災害ボランティア登録変更届」（様式4）を県社協に提出するものとする。

(登録の削除)

第8条 県社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 登録者が、「災害ボランティア登録辞退届」（様式5）を提出したとき。
- (2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

(そ の 他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年 5月 1日から適用する。